

Universalism, Particularism, Intuitionism について

2013年2月25日

古山英二

BEQ の第 20 巻第 4 号 (October, 2010) に、「倫理学説の変遷」と題して、編集長の Denis G Arnold (UNC, Charlotte) と Robert Audi (University of Notre Dame, Indiana), Matt Zwolinski (University of San Diego) 共著による "Recent Work in Ethical Theory and Its Implications for Business Ethics" と題する論文が掲載されている。経営倫理学、生命倫理学等の応用倫理学の分野に登場する倫理学説は大別すると次の二つに集約される。Consequentialism と Deontology である。両学説で割り切れない場合に、Virtue Theory が持ち込まれることはあるが、Virtue Theory は行為の規範原理に関するよりも、行為主体、つまり行為者に備わっている倫理的な性格 = 徳を論ずる内容で、行為自体の規範性に焦点を当てた内容ではないので、Deontology と Consequentialism を juxtaposition で論ずる場合、その横に Virtue Theory を並べることは馴染まない。経営倫理に Consequentialism を応用する限りでは、そうした問題は比較的起こりにくい。Deontology の場合、経営倫理に適用することに無理があるという問題が時に発生し、特にカントの二つの maxims に関して、そうした問題が発生する。Deontology の原理は、一般可能性原理を根底に置いているので、universal な適用を前提としている。これを universalism とすると、一方で particularism という考え方が、「適用困難性問題」の解決策として登場するようになってきた。実は、この問題は David Ross が、カントの第一 maxim を *prima facie** という概念を用いて relax したことに起源を持つが、最近これが universalism 対 particularism の対比で論じられるようになってきた。具体的には、「嘘をつくこと」は maxim に反するが、「嘘をつくこと」により、他の多くの good が実現するような場合、結果としての good が、行為の本質としての bad を outweigh するような状況、そのような特別な = particular な状況も起こりうる」とする考え方である。Particularism を適用することによりカントの maxims の経営倫理への応用範囲が広がると考えられている。

倫理学に於いてこうした議論を必要とするのは、倫理学が規範科学であることによる。規範科学の命題には prescriptive statement、つまり医者の方箋のように、行為の内容叙述に留まらず、「こうしなさい、そうすることが正しいのです。」というように、行為の方向性の指示が含まれる。このために、倫理研究者には expertise が求められる。expertise は日本語には「専門的技術知識」と翻訳されているが、敷衍するならば「特定の状況下に

* Oxford English Dictionary は、"based on the first impression; accepted as correct until proved otherwise" と解説している。発音はプライマ・フェイス

於ける質問に明確に回答を与えることが出来る能力、問題解決能力」という意味である。「嘘については何故いけないのですか。」という質問に対して、「嘘をつくことは悪いことだから、嘘についてはいけません。」とか、「昔から嘘についてはいけませんと教えられてきたでしょう。」と返答したのでは、回答にならない。回答には論理性に裏付けられた証明が含まなければならない。嘘の非倫理性を consequentialism で証明すると、次のようになる。

「嘘をつく、あなたは他人の信用を失い、他から協力を得られなくなります。そうなる、あなたは損をします。損をしないように嘘をつくのは止めましょう。」となる。この説明では、「損に繋がらないような嘘は、ついてもよいのですか。」という再質問に対しては是と回答することになる。「嘘も方便」という格言は consequentialism に基づいている。一方、deontology による回答では以下のようなになるであろう。「人は情報に基づいて行動する。情報に含まれる内容は真であることが前提とされる。伝達者が真でないと考えるような情報、つまり嘘を、もし全ての伝達者がそれを伝えるとすると、情報伝達という行為が成立しなくなる。嘘が一般化されると、情報伝達という行為と完全に矛盾する。もし全員がそれを行うと、本来目的とされている事柄と矛盾するような行為、一般化可能性のない行為は倫理に反するので、これを行ってはならない。」ということになる。

Consequentialism ないし Deontology のような倫理の基本原則 (master-principles) をよりどころにして“倫理的行為の処方箋”を発行するといった伝統的方法に対し疑義を挟む論調が 20 世紀後半以降盛んになってきている。そうした傾向を推し進める哲学的根拠を提供した代表的哲学者として、スタンフォード大学の Richard Rorty* を挙げる事が出来る。分類上 Rorty は pragmatist ということになる。代表作は *Philosophy and the Mirror of Nature* (1979, PMN と略称される) (邦訳は『哲学と自然の鏡』野家啓一監訳)。Rorty はデカルトに始まりカントに至る認識論の確立が今日の哲学的伝統を築いたと評価した上で、ハイデガー、ヴィトゲンシュタイン、デューイ、フーコー、クワインといった一連の現代哲学者によるデカルトーカントの伝統に対する攻撃は、必ずしも「哲学の問題点」を克服することにはならないと指摘して、そのような哲学的伝統に対する批判は、「哲学の終焉」を意味すると主張する。Rorty によれば、新たな哲学の指針として、知識や文化を基礎付けるような認識論の伝統あるいはその批判を用いることなく哲学的解釈学の可能性を拡大することの重要性を主張する。哲学の中心的な課題であった真理の探求は有益ではないことを認め、ポスト哲学的文化としてあらゆる種類の言説を相対化する文化へと移行することの中に哲学の未来を見いだそうとする。

そうした考え方が倫理学に応用された結果生まれてきたのが particularism、pluralism

* Richard Rorty (1931–2007) developed a distinctive and controversial brand of pragmatism. (*Stanford Encyclopedia of Philosophy*)

と呼ばれる傾向である。particularism ないし pluralism に従えば、moral dilemma に対する回答として algorithm (a set of rules to be followed in calculations or other problem solving) 的な内容はあり得ないことになる。ある行為の性質を right or wrong と規定する際、「ある特殊な条件の下では」(under a particular situation)、right あるいは wrong と一義的に決定できない場合も生じうる。例えば、嘘をつくことは wrong であるが、嘘をつくことによって、wrong である以上の greater good を生み出す場合もある。よく例に出されるケースに、ユダヤ人一家が隠れ住むアパートの管理人が、ナチス警察の捜索に対し「そのような家族はここに暮らしていない」と嘘を貫いてアパートに隠れ住むユダヤ人家族を守り通すといった行為は、倫理的である。

Deontology を particularism で解釈することは、結局のところ deontology の中に consequentialism を取り入れることに繋がる。David Gauthier は *Kantian Consequentialism* (1996 Oxford University Press) を著している。Gauthier は "I have become convinced that although Kant himself was not a consequentialist, Kant's main argument is consistent with consequentialism." と主張する。consequentialism が Kantian maxims と両立しないとする学説は、Kantianism と consequentialism の双方における一種の theoretical loyalty に起因すると考えられる。『原論』(篠田訳岩波文庫版) の 11 頁でカントは「およそ経験的であって人間学の一部と見なされるようないっさいのものをすっかり除き去った純粋な道徳哲学を攻究することは是非とも必要である」と述べているが、このことがカントによる consequentialism の強い否定と解釈されている。一方で、consequentialism は、maximization of utility を強調するあまり、deontology と両立し得ないという印象を与えている。Gauthier は、「全ての行為者 (agent) が maximization of utility のみで行為している、と断定する必要はどこにもない」と述べている。deontology を particularism で解釈し、Kantian consequentialism を受け入れれば、Kantianism の business ethics への応用の範囲が拡大すると思われる。

日本語に「直観」と訳されている intuition は、*Oxford English Dictionary* の定義によれば、"the ability to understand something instinctively, without the need for conscious reasoning" ということである。経験や学習に依らなくとも、人間に本来的に備わっている認識能力、典型的な例として距離感や時間感覚といった認識能力は、人間に生まれながらに備わっている。同様に、道徳的な善・悪といった認識能力も、人間に本来的に備わっていることを前提に、そうした道徳的直観=moral intuition に訴えて倫理的判断を行うことを主張する考え方が moral intuitionism である。moral intuitionism の積極的唱道者はスコットランド出身の哲学者 William David Ross (1877-1971) で、主著に *The*

Right and the Good (1930), *Foundations of Ethics* (1939)がある。アメリカの多くの大学で使われている business ethics の教科書では、倫理学説の解説として、deontology versus consequentialism の juxtaposition が中心に語られるが、juxtaposition として語られるべきは、intuitionism versus consequentialism であるという（児玉聡の『功利と直観』はこのことの主張から出来上がったような書物）。William David Ross は、「consequentialism は、直観的に善いと解釈されている何種類かの事柄を並べて、“善さ”の順位付けをしているようなものである」と述べている。カントの maxims も intuitionism で解釈可能であるとするのが Kantian intuitionism である。Ross は Kantian intuitionism の含意 (implication) を解釈するに当たり、*prima facie* という表現を用いた。

consequentialism を体系化したのが Jeremy Bentham であるといわれている。注目すべきは、Bentham は哲学者であると同時に、辣腕の法律家でもあったという事実である。社会生活、特に経済生活が複雑化すればするほど経済生活に関係する法律が複雑化する。こうした法律は、大部分がルールを定めた内容である。スポーツ、あるいはブリッジのようなカードゲームの世界では、ルール違反をしない範囲に於いて、最大限の帰結を求める。そうしたルール主義が、スポーツでもゲームでもないビジネスの世界に入り込んで幅を効かせているのが現状ではないか。その結果 compliance という言葉が多用される。スピードの出し過ぎはドライバー自身を危険に曝すのみならず、他人の安全も脅かすから非倫理的行為である。しかし、交通法規が定める制限速度違反という観点からスピードの出し過ぎを認識する限り、倫理的感情が介入する余地は少ない。高速道路を走行するバスの座席にはシートベルト着用の指示が書かれている。「法律に定められているので、シートベルトを着用してください。」というのと「あなたの安全のためにシートベルトを着用してください。」というのと両方の説明がある。前者の文言は“コンプライアンス的発想”に、後者は倫理的発想に基づいている。

経営倫理学研究者は、医師が患者に処方箋を出すごとく「その行為は倫理に悖るから行ってはならない。その理由は、カクカクシカジカ」という回答を出すための expertise を備えていなければならない。また、そうした expertise に照らして、特定の行為が倫理的であるかどうか評価する能力を持たなければならない。

Rorty, *Philosophy and the mirror of nature* (B53 R66)

Ross, *Right and the good* (BJ1401 R6)

Ross, *Foundations of Ethics* (BJ1011 R75)

Cummiskey, *Kantian consequentialism* (BJ1031 C75)